

一般社団法人 サイクリング・フェスティバル ASAMA 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人サイクリング・フェスティバル ASAMA（英文名：General Incorporated Association CYCLING-FESTIVAL-ASAMA）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県吾妻郡長野原町に置く。

2 この法人は、社員総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(剰余金の分配禁止)

第3条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(目的)

第4条 本法人は、群馬県吾妻郡長野原町、同県同郡嬭恋村、長野県東御市、同県小諸市、同県北佐久郡御代田町、同県北佐久郡軽井沢町で形成する「浅間山麓観光圏」における多様な観光資源の魅力を最大限に活かし、公民連携により、自転車観光公益事業を国内外において戦略的に推進するとともに、地域経済の発展と市民文化の向上、さらには国際交流及び国際親善に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

1. 自転車利用の普及促進・施設の整備及び建築
2. 自転車の安全利用等、人にやさしい健康で安全な社会づくりの推進及び交通マナーや自転車の正しい乗り方などを啓発する事業
3. 自転車の活用による地域振興に資する事業
4. 自転車を活用したオンラインイベントの開催に資する事業
5. 自転車の交通マナー対策に資する施設の建築
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同する、地方自治体及び地域の公益観光振興を目的とした観光協会等の事業者を社員とする。

2 社員となるには、社員総会の承認を得るものとする。

(会費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

2 会費は、令和7年度から発生し、年3,000円(消費税対象外)とする。

3 会費は、月割りまたは日割りとししない。

(退社)

第8条 退社の申出は、6ヶ月以上前に予告するものとする。

2 申出による退社時期は、事業年度終了時とする。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき

(2) 解散したとき

(3) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員として選任された理事の任期は、他理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第19条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第22条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第23条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	福嶋 誠
設立時理事	岡村 径朗
設立時理事	花岡 隆
設立時理事	中村 元徳
設立時理事	和貝 たかね
設立時代表理事	福嶋 誠

(設立時社員の氏名及び住所)

第24条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 1988 番地
北軽井沢観光協会

設立時社員 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原 710 番地 136
一般社団法人 嬭恋村観光協会

設立時社員 長野県小諸市大手一丁目 6 番 16 号
一般社団法人 こもろ観光局

設立時社員 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6
御代田町観光協会

設立時社員 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 470 番地 3
軽井沢町観光振興センター内
一般社団法人 軽井沢観光協会

第25条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

[改訂記録]

令和6年10月9日 制定

令和7年3月12日 第7条の2改訂、第7条の3追加(会費)、第18条の3追加(任期)

以上、一般社団法人サイクリング・フェスティバル ASAMA の現行定款に相違ありません。

令和7年3月12日

群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 1988 番地
一般社団法人サイクリング・フェスティバル ASAMA
代表理事 福 嶋 誠